

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年10月20日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 6 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	使用済燃料搬出準備作業時、原子炉建屋6階常設コンテナに仮置き中の水中白黒カメラビデオ装置内のビデオデッキが紛失していたため、周囲を確認及び調査。	G	
2	4号機	廃棄物処理補機冷却系海水ポンプ(C)点検時、同ポンプ軸中間カップリングボルト、ナットにカジリが認められたため、当該ボルト、ナットを交換。	G	
3	4号機	取水設備スクリーン洗浄ポンプ(A)運転中の圧力計において、不具合(継手部から海水リーク)が認められたため、当該継手部を点検補修。	G	
4	3.4号廃棄物処理設備	プラスチック固化材冷却器冷却水入口弁「閉」操作時、弁固着が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
5	3.4号廃棄物処理設備	プラスチック固化材冷却器冷却水入口弁「閉」操作時、弁固着が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
6	その他	環境の放射線を測定するモニタリングポスト(No.3)点検時、福島県に伝送している排気筒高風速データ(気象観測10分値)の伝送を誤って除外操作をしたため、停止期間(約2週間)中のデータを再伝送及び対応検討。	G	